

<p>別記様式(2)</p> <p>○○大臣殿 昭和〇〇年〇月〇〇日</p> <p>○○都道府県知事 ○○港港湾管理者の長〇〇</p> <p>公有水面埋立免許に係る認可について（申請）</p> <p>昭和〇〇年〇月〇〇日付けて〇〇から出願のあつた〇〇地先における公有水面埋立てについては、審査の結果、下記により、別紙案のとおり免許したいので、認可申請します。</p>	<p>記</p> <p>1 埋立ての必要性に関する判断</p> <p>2 免許基準に関する判断</p> <p>(1) 法第4条第1項第1号 (2) 法第4条第1項第2号 (3) 法第4条第1項第3号 (4) 法第4条第1項第4号 (5) 法第4条第1項第5号 (6) 法第4条第1項第6号</p> <p>3 利害関係人に対する措置</p> <p>(1) 法第4条第3項の権利者の同意 (2) 法第3条第1項の地元市町村長の意見及びこれに対する評価 (3) 法第3条第3項の利害関係者の意見及びこれに対する評価 (4) 法第10条の水面利用施設に対する措置</p> <p>4 関係部局及び関係機関との調整</p> <p>5 免許条件を付する理由</p> <p>6 添付図書</p> <p>(1) 法第3条第1項の告示の写し (2) 法第3条第1項の地元市町村長への諮詢書の写し、地元市町村長の意見書の写し及び議会の議決を証する書面の写し (3) 法第3条第3項の利害関係者の意見書の写し (4) 関係部局及び関係機関の意見書の写し (5) 免許料算定の根拠を示す書面 (6) 理立免許願書の副本 (7) 埋立て免許願書及び添付図書の写し</p> <p>付記</p> <p>イ 埋立区域を制限して免許する場合には、その理由を明記すること。 ロ 繰延の場合は、その出願に対してとつた措置及びその理由を明記すること。</p>
---	--

<p>○公有水面埋立法の一部改正について</p> <p>昭和四十九年六月一四日 港管一五八一 建設省河川局長名をもつて逓送したところであるが、同送達のほか、下記事項に留意したうえ、遺憾のないようさかれた。</p> <p>二 設計の概要について（前第一条別記様式第一記四関係）</p> <p>イ 別記第一条別記様式第一記四「設計の概要」には、(3)「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序</p>	<p>二 一般平面図及び海図について（前第二条第一号イ及び二関係）</p> <p>イ 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。</p> <p>ロ 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。</p> <p>三 却下について（法第二条第一項ただし書関係）</p> <p>イ 却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。</p> <p>ロ 所定の図書が不足している等出願手続上一段疵がある場合</p> <p>四 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について（前第五条第二号関係）</p> <p>イ 第五百条第二号の公園・緑地及び広場に関する技術的細目を適合しないことが明白である。</p> <p>ロ 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について（前第五条第二号関係）</p> <p>六 関係先との調整について</p> <p>イ 免許権者は、法第二条第一項の規定による免許又は法第三十三条ノ一第一項の規定による許可（設計の概要に係るものに限る）をするに当たつては、その埋立てが造則法又は海上交通安全法の適用区域内で行われる場合であつて、船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、所轄の海上保安部長又は海上保安監部長の海上交通安全の観点からする意見を求めることがある。</p> <p>ロ 免許権者は、農地法の対象となる農地又は採草放牧地について法第二十九条の許可に関する処分をしようとする場合は、あらかじめ、農地法第四条又は第五条の許可権者との調整を図ること。</p>
--	--